

## 独占禁止法に関する公表事件一覧（1月～12月）

令和元年12月18日現在

### （1）排除措置命令

一連 番号	件 名	違反法条	措置年月日
1	コーアイセイ株式会社に対する件	第3条後段	R1. 6. 4
2	舗装用改質アスファルトの製造販売業者に対する件	第3条後段	R1. 6. 20
3	アプリカ・チルドレンズプロダクツ合同会社に対する件	第19条（第2条第9項第4号）	R1. 7. 1
4	東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者に対する件	第3条後段	R1. 7. 11
5	コンビ株式会社に対する件	第19条（第2条第9項第4号）	R1. 7. 24
6	アスファルト合材の製造販売業者に対する件	第3条後段	R1. 7. 30
7	特定アルミ缶の製造販売業者に対する件	第3条後段	R1. 9. 26
8	特定スチール缶の製造販売業者に対する件	第3条後段	R1. 9. 26
9	東日本地区に所在する地方公共団体が発注する特定活性炭の販売業者に対する件	第3条後段	R1. 11. 22
10	近畿地区に所在する地方公共団体が発注する特定粒状活性炭の販売業者に対する件	第3条後段	R1. 11. 22

### （2）確約計画の認定

一連 番号	件 名	関係法条	認定年月日
1	楽天株式会社に対する件	第19条（一般指定第12項）	R1. 10. 25

### (3) 警告

一連 番号	件名	関係法条	警告年月日
1	大阪瓦斯株式会社に対する件	第19条（第2条第9項第5号）	H31. 1. 24
2	今治タクシー事業協同組合に対する件	第19条（一般指定第12項）	H31. 3. 26
3	丸井産業株式会社に対する件	第19条（第2条第9項第5号）	R1. 5. 15
4	あきた北農業協同組合及び株式会社本家比内地鶏に対する件	第19条（一般指定第12項）	R1. 7. 3

### (4) 自発的な措置に関する公表事案

一連 番号	件名	公表年月日
1	アマゾンジャパン合同会社によるポイントサービス利用規約の変更への対応について	H31. 4. 11

## 課徴金納付命令一覧（1月～12月）

令和元年12月18日現在  
速報版のため、数字は訂正の可能性がある。

一連 番号	件名	納付命令 対象者数	課徴金額 (万円)	納付 命令日
1	コーアイセイ株式会社に対する件	1	137	R1. 6. 4
2	舗装用改質アスファルトの製造販売業者に対する件	2	314,098	R1. 6. 20
3	東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者に対する件	2	7,418	R1. 7. 11
4	アスファルト合材の製造販売業者に対する件	8	3,989,804	R1. 7. 30
5	特定アルミ缶の製造販売業者に対する件	2	2,039,196	R1. 9. 26
6	特定スチール缶の製造販売業者に対する件	2	533,160	R1. 9. 26
7	東日本地区に所在する地方公共団体が発注する特定活性炭の販売業者に対する件	11	32,927	R1. 11. 22
8	近畿地区に所在する地方公共団体が発注する特定粒状活性炭の販売業者に対する件	8	10,533	R1. 11. 22

## 下請法に関する勧告事件一覧(1月～12月)

令和元年12月18日現在

速報版のため、数字は訂正の可能性がある。

一連番号	関係人	勧告年月日	違反内容	下請代金の減額		その他 <sup>(注1)</sup>	
				対象下請事業者数(名)	減額金額(円)	対象下請事業者数(名)	金額(円)
1	アイア(株)	H31.1.23	減額(縫製会費等, 歩引き)	53	10,573,048		
2	(株)柿安本店	H31.2.21	減額(販売協力金)	5	15,158,869		
3	森永製菓(株)	H31.4.23	減額(遡及適用)	5	9,582,853		
4	(株)LIXILビバ	R1.9.27	不当な経済上の利益の提供要請			43	未確定 <sup>(注2)</sup>
5	三友工業(株)	R1.9.27	減額(期間契約, 特別物件価格協力, 手数料)	36	20,104,269		
6	東洋電装(株)	R1.9.30	減額(遡及適用)	32	15,678,869		
7	誠和産業(株)	R1.11.22	減額(仕入割引)	54	27,862,291		
減額事件における減額総額				185			98,960,199
利益提供要請事件における総額				43			未確定
合計				228			98,960,199

(注1)「その他」欄の「金額」欄には、減額以外の事件について下請事業者が被った不利益の額を記載している。

(注2)今後支払われる予定。

消費税転嫁対策特別措置法に関する勧告事件一覧（1月～12月）

令和元年12月18日時点

一連 番号	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
1	(株)イトーヨーカ堂 (平成31年2月15日)	<p>食品、衣料品及び住居関連商品の小売業を営む(株)イトーヨーカ堂は、</p> <p>① 商品の納入業者の一部に対し、消費税率の引上げ分の全部に相当する額を減じて商品の仕入代金を支払った。</p> <p>② 利用する駐車場の運営者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせず、駐車場利用料を据え置いて支払った。</p>	第3条第1号前段 (減額)及び同号後段 (買ったたき)
2	(株)ジャパンビバレッジホールディングス (平成31年3月20日)	<p>自動販売機を設置し、清涼飲料水等の小売業を営む(株)ジャパンビバレッジホールディングスは、自動販売機を設置場所を提供する事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせず、販売手数料を据え置いて支払った。</p> <p>※中小企業庁長官からの措置請求案件</p>	第3条第1号後段 (買ったたき)
3 ・ 4	(株)リクルートホールディングス (株)リクルート (令和元年5月24日)	<p>就職、転職等に関する情報提供等の事業を営んでいた(株)リクルートホールディングスは、原稿作成事業者の一部に対し、消費税相当分又は消費税率の引上げ分の全部若しくは一部に相当する額を減じて原稿作成業務の委託料を支払った。</p> <p>就職、転職等に関する情報提供等の事業を営む(株)リクルートは、原稿作成事業者の一部に対し、消費税相当分又は消費税率の引上げ分の一部に相当する額を減じて原稿作成業務の委託料を支払った。</p>	第3条第1号前段 (減額)

一連 番号	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
5	(株)中日新聞社 (令和元年9月20日)	日刊新聞等の発行及び販売等の事業を営む(株)中日新聞社は、 ① 原稿作成業務を委託している事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 日刊新聞等の輸送業務を委託している事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ③ カルチャー教室の講師業務を委託している事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ④ 事務所等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
6 ・ 7	大東建託(株) 大東建託パートナーズ(株) (令和元年9月24日)	賃貸建物の建築工事業等を営む大東建託(株)は、自ら使用する駐車場等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。 不動産賃貸等の事業を営む大東建託パートナーズ(株)は、利用者に転貸するための駐車場等を自社に賃貸するオーナーの一部に対し、借上賃料について、利用者から受け取る転貸賃料を消費税率の引上げ前までと同額で定め、当該転貸賃料から消費税率の引上げ分を上乗せした自社の運営管理費等を差し引くことにより、消費税率の引上げ前よりも低い額で支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
8	(株)カルチャー (令和元年12月12日)	カルチャー教室の運営等の事業を営む(株)カルチャーは、講師業務を委託している事業者に対し、受講料の額に一定率を乗じて算出した額に消費税相当分を加えた額を委託料として定め、支払っているところ、一部の事業者に対し、令和元年10月1日の消費税率10%への引上げに際し、一定率を引き下げた。	第3条第1号後段 (買ったたき)